

令和5年度

当初予算書

矢吹町

## 第 437 回 矢 吹 町 議 会 定 例 会 提 出 議 案 目 次

議案第18号	令和5年度矢吹町一般会計予算	.....	1
議案第19号	令和5年度矢吹町国民健康保険特別会計予算	.....	12
議案第20号	令和5年度矢吹町土地造成事業特別会計予算	.....	16
議案第21号	令和5年度矢吹町介護保険特別会計予算	.....	18
議案第22号	令和5年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算	.....	21
議案第23号	令和5年度矢吹町水道事業会計予算	.....	24
議案第24号	令和5年度矢吹町下水道事業会計予算	.....	29

議案第18号

令和5年度矢吹町一般会計予算

令和5年度矢吹町一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,100,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、800,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(貸金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 各項に計上した需用費(食糧費を除く。)及び役務費(保険料を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年3月10日提出

矢吹町長 蛭田 泰昭

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 町 税		2,408,075
	1 町 民 税	846,385
	2 固 定 資 産 税	1,304,567
	3 軽 自 動 車 税	61,616
	4 町 た ば こ 税	185,290
	5 入 湯 税	10,217
2 地 方 譲 与 税		108,836
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	28,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	76,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	4,836
3 利 子 割 交 付 金		2,000
	1 利 子 割 交 付 金	2,000
4 配 当 割 交 付 金		12,000
	1 配 当 割 交 付 金	12,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		9,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	9,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金		520,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	520,000
7 法 人 事 業 税 交 付 金		35,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	35,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		22,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	22,000
9 自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金		8,000
	1 自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金	8,000
10 地 方 特 例 交 付 金		23,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	23,000

款	項	金額
11 地方交付税		1,926,130
	1 地方交付税	1,926,130
12 交通安全対策特別交付金		2,000
	1 交通安全対策特別交付金	2,000
13 分担金及び負担金		3,299
	1 分担金	1,050
	2 負担金	2,249
14 使用料及び手数料		93,837
	1 使用料	86,907
	2 手数料	6,930
15 国庫支出金		1,126,840
	1 国庫負担金	689,959
	2 国庫補助金	433,005
	3 国庫委託金	3,876
16 県支出金		609,995
	1 県負担金	371,295
	2 県補助金	221,471
	3 県委託金	17,229
17 財産収入		43,415
	1 財産運用収入	10,794
	2 財産売却収入	32,621
18 寄附金		36,004
	1 寄附金	36,004
19 繰入金		339,568
	1 基金繰入金	339,568

(単位：千円)

款	項	金額
20 繰越金		100,000
	1 繰越金	100,000
21 諸収入		94,101
	1 延滞金加算金及び過料	3,000
	2 町預金利子	5
	3 雑収入	91,096
22 町債		576,900
	1 町債	576,900
歳入	合計	8,100,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議 会 費		107,399
	1 議 会 費	107,399
2 総 務 費		1,220,705
	1 総 務 管 理 費	1,005,627
	2 徴 税 費	122,767
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	42,719
	4 選 挙 費	42,280
	5 統 計 調 査 費	6,735
	6 監 査 委 員 費	577
3 民 生 費		2,071,756
	1 社 会 福 祉 費	1,054,345
	2 児 童 福 祉 費	1,017,411
4 衛 生 費		927,995
	1 保 健 衛 生 費	687,983
	2 清 掃 費	220,293
	3 水 道 費	19,719
5 労 働 費		2,500
	1 労 働 諸 費	2,500
6 農 林 水 産 業 費		569,728
	1 農 業 費	533,980
	2 林 業 費	11,446
	3 遊 水 地 対 策 費	24,302
7 商 工 費		122,081
	1 商 工 費	122,081

(単位：千円)

款	項	金額
8 土 木 費		924,127
	1 土 木 管 理 費	23,633
	2 道 路 橋 り よ う 費	445,980
	3 河 川 費	34,877
	4 都 市 計 画 費	370,712
	5 住 宅 費	48,925
9 消 防 費		303,443
	1 消 防 費	303,443
10 教 育 費		1,126,014
	1 教 育 総 務 費	226,736
	2 小 学 校 費	92,198
	3 中 学 校 費	83,568
	4 幼 稚 園 費	305,398
	5 社 会 教 育 費	261,600
	6 保 健 体 育 費	156,514
11 災 害 復 旧 費		21
	1 農 業 施 設 災 害 復 旧 費	11
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	10
12 公 債 費		714,231
	1 公 債 費	714,231
13 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	8,100,000



第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
矢 吹 町 体 育 施 設 料 指 定 管 理 料	自 令和5年度 至 令和7年度	6, 500千円
放 課 後 児 童 ク ラ ブ 運 営 業 務 委 託 料	自 令和5年度 至 令和7年度	210, 800千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	借入先	償 還 の 方 法
地域集会所改修事業債	千円 4,200	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀 行 そ の 他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
公共施設等適正管理推進事業債(集会施設)	千円 7,600	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀 行 そ の 他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
公共交通施設整備事業債	千円 15,000	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀 行 そ の 他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
緊急防災減災事業債	千円 7,400	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀 行 そ の 他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
健康センター改修事業債	千円 47,300	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀 行 そ の 他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
脱炭素化推進事業債(福祉施設)	千円 7,100	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀 行 そ の 他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
緊急浚渫推進事業債 (農業施設)	千円 52,000	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
緊急自然災害防止対策事業債(ため池)	千円 29,000	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
土地改良施設事業債	千円 69,700	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
地方道路等整備事業債	千円 129,200	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
公共施設等適正管理推進事業債(道路)	千円 45,900	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
排水路整備事業債	千円 9,000	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
公園整備事業債	千円 10,900	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
脱炭素化推進事業債 (公営住宅)	千円 4,500	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
緊急自然災害防止対策事業債 (河川)	千円 33,000	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
地域活性化事業債	千円 4,900	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
公共施設等適正管理推進事業債 (社会教育施設)	千円 7,900	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
学校教育施設等整備事業債 (中学校)	千円 15,700	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
公共施設等適正管理推進事業債（幼稚園）	千円 4,100	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
臨時財政対策債	千円 70,000	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
災害援護資金貸付金債	千円 2,500	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。

議案第19号

令和5年度矢吹町国民健康保険特別会計予算

令和5年度矢吹町国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,668,814千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に、過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の間の流用

令和5年3月10日提出

矢吹町長 蛭田 泰昭

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 險 税		362,257
	1 国 民 健 康 保 險 税	362,257
2 使 用 料 及 び 手 数 料		201
	1 手 数 料	201
3 国 庫 支 出 金		1
	1 国 庫 補 助 金	1
4 県 支 出 金		1,171,873
	1 県 補 助 金	1,171,872
	2 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	1
5 財 産 収 入		6
	1 財 産 運 用 収 入	6
6 繰 入 金		131,364
	1 他 会 計 繰 入 金	125,781
	2 基 金 繰 入 金	5,583
7 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
8 諸 収 入		3,110
	1 延 滞 金 , 加 算 金 及 び 過 料	2,004
	2 受 託 事 業 収 入	1
	3 雑 入	1,105
9 町 債		1
	1 財 政 安 定 化 基 金 貸 付 金	1
歳 入 合 計		1,668,814

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		35,602
	1 総務管理費	34,549
	2 徴税費	920
	3 運営協議会費	133
2 保険給付費		1,149,138
	1 療養諸費	1,007,480
	2 高額療養費	134,454
	3 移送費	201
	4 出産育児一時金	5,003
	5 葬祭諸費	1,500
	6 傷病手当金	500
3 国民健康保険事業費納付金		437,836
	1 医療給付費分	296,266
	2 後期高齢者支援金等分	104,087
	3 介護納付金分	37,483
4 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
5 保健事業費		37,863
	1 特定検診診査等事業費	21,715
	2 保健事業費	16,148
6 基金積立金		8
	1 基金積立金	8
7 公債費		103
	1 公債費	102
	2 財政安定化基金償還金	1



(単位：千円)

款	項	金額
8 諸 支 出 金		3,263
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	3,262
	2 延 滞 金	1
9 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出	合 計	1,668,814

議案第20号

令和5年度矢吹町土地造成事業特別会計予算

令和5年度矢吹町土地造成事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ373千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

令和5年3月10日提出

矢吹町長 蛭田 泰昭

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 越 金		373
	1 繰 越 金	373
歳 入 合 計		373

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 土 地 造 成 事 業 費		373
	1 土 地 造 成 事 業 費	373
歳 出 合 計		373

議案第21号

令和5年度矢吹町介護保険特別会計予算

令和5年度矢吹町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,620,792千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に、過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の間の流用

令和5年3月10日提出

矢吹町長 蛭田 泰昭

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 險 料		327,000
	1 介 護 保 險 料	327,000
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1
	1 手 数 料	1
3 国 庫 支 出 金		358,100
	1 国 庫 負 担 金	262,221
	2 国 庫 補 助 金	95,879
4 支 払 基 金 交 付 金		416,887
	1 支 払 基 金 交 付 金	416,887
5 県 支 出 金		229,852
	1 県 負 担 金	215,518
	2 県 補 助 金	14,334
6 財 産 収 入		3
	1 財 産 運 用 収 入	3
7 繰 入 金		278,085
	1 一 般 会 計 繰 入 金	252,684
	2 基 金 繰 入 金	25,401
8 諸 収 入		10,863
	1 雑 入	10,862
	2 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	1
9 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		1,620,792

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		45,105
	1 総務管理費	31,973
	2 徴収費	1,306
	3 介護認定審査会費	11,648
	4 趣旨普及費	89
	5 運営協議会費	89
2 保険給付費		1,469,983
	1 介護サービス等諸費	1,319,889
	2 介護予防サービス等諸費	47,060
	3 その他諸費	1,200
	4 高額介護サービス等費	37,120
	5 高額医療合算介護サービス等費	4,560
	6 特定入所者介護サービス等費	60,154
3 地域支援事業費		100,400
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	73,764
	2 一般介護予防事業費	298
	3 包括的支援事業・任意事業費	25,992
	4 その他諸費	216
	5 高額総合事業サービス費	130
4 基金積立金		3
	1 基金積立金	3
5 諸支出金		301
	1 償還金及び還付加算金	301
6 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳出	合計	1,620,792

議案第22号

令和5年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算

令和5年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ198,255千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

令和5年3月10日提出

矢吹町長 蛭田 泰昭

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後 期 高 齡 者 医 療 保 險 料		142,264
	1 後 期 高 齡 者 医 療 保 險 料	142,264
2 使 用 料 及 び 手 数 料		2
	1 手 数 料	2
3 寄 附 金		1
	1 寄 附 金	1
4 繰 入 金		55,432
	1 一 般 会 計 繰 入 金	55,432
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		555
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	2
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	550
	3 貸 付 金 収 入	1
	4 受 託 事 業 収 入	1
	5 雑 入	1
歳 入 合 計		198,255



歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		8,508
	1 総 務 管 理 費	8,100
	2 徴 収 費	408
2 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金		189,195
	1 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	189,195
3 諸 支 出 金		551
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	550
	2 繰 出 金	1
4 予 備 費		1
	1 予 備 費	1
歳 出	合 計	198,255

議案第23号

令和5年度矢吹町水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度矢吹町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	6, 882 戸
(2) 年間総給水量	1, 610, 111 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	4, 411 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
1. 配水管布設事業	70, 000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 水道事業収益	413, 900 千円
第1項 営業収益	402, 215 千円
第2項 営業外収益	11, 683 千円
第3項 特別利益	2 千円

支出

第1款 水道事業費用	428, 724 千円
第1項 営業費用	399, 593 千円
第2項 営業外費用	27, 081 千円
第3項 特別損失	1, 050 千円
第4項 予備費	1, 000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額79, 411千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7, 218千円、過年度分損益勘定留保資金72, 193千円で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	91,316千円
第1項 企業債	77,000千円
第2項 出資金	14,315千円
第3項 負担金	1千円

支出

第1款 資本的支出	170,727千円
第1項 建設改良費	79,400千円
第2項 企業債償還金	90,327千円
第3項 予備費	1,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水管布設事業債	千円 77,000	普通貸借 又は債券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債の日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 19,122千円

(他会計からの補助金)

第8条 水道事業運営を補助するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,576千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

令和5年3月10日提出

令和5年度矢吹町水道事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	予定額	備 考
1 水道事業収益			413,900	
	1 営業収益		402,215	
		1 給水収益	382,800	
		2 受託工事収益	6,000	
		3 その他営業収益	13,415	
	2 営業外収益		11,683	
		1 受取利息	10	
		2 雑収益	43	
		3 他会計負担金	1,828	
		4 他会計補助金	3,576	
		5 長期前受金戻入	6,226	
	3 特別利益		2	
		1 固定資産売却益	1	
		2 過年度損益修正益	1	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	予定額	備 考
1 水道事業費用			428,724	
	1 営業費用		399,593	
		1 原水及び浄水費	173,057	
		2 配水及び給水費	23,583	
		3 受託工事費	6,000	
		4 総係費	56,878	
		5 減価償却費	138,044	
		6 資産減耗費	2,001	
		7 その他営業費用	30	
	2 営業外費用		27,081	
		1 支払利息及び企業債取扱費	12,081	
		2 消費税	15,000	
	3 特別損失		1,050	
		1 固定資産売却損	50	
		2 過年度損益修正損	1,000	
	4 予備費		1,000	
		1 予備費	1,000	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	予定額	備 考
1 資本的収入			91,316	
	1 企業債		77,000	
		1 企業債	77,000	
	2 出資金		14,315	
		1 負担区分に基づかない出資金	14,315	
	3 負担金		1	
		1 他会計負担金	1	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	予定額	備 考
1 資本的支出			170,727	
	1 建設改良費		79,400	
		1 配水設備費	77,000	
		2 営業設備費	2,400	
	2 企業債償還金		90,327	
		1 企業債償還金	90,327	
	3 予備費		1,000	
		1 予備費	1,000	

議案第24号

令和5年度矢吹町下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度矢吹町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 公共下水道事業の業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理戸数 4, 388戸

(2) 年間総処理水量 1, 167, 606 m<sup>3</sup>

(3) 一日平均処理水量 3, 199 m<sup>3</sup>

(4) 主要な建設改良事業

1) 管路建設改良費 128, 500千円

2) 流域下水道建設負担金 2, 300千円

2 農業集落排水事業の業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理戸数 616戸

(2) 年間総処理水量 204, 820 m<sup>3</sup>

(3) 一日平均処理水量 561 m<sup>3</sup>

(4) 主要な建設改良事業

1) 処理場建設改良費 3, 000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 公共下水道事業収益	480,821千円
第1項 営業収益	132,978千円
第2項 営業外収益	333,341千円
第3項 特別利益	14,502千円
第2款 農業集落排水事業収益	203,156千円
第1項 営業収益	29,469千円
第2項 営業外収益	173,687千円

支出

第1款 公共下水道事業費用	459,181千円
第1項 営業費用	424,098千円
第2項 営業外費用	34,073千円
第3項 特別損失	10千円
第4項 予備費	1,000千円
第2款 農業集落排水事業費用	176,149千円
第1項 営業費用	164,013千円
第2項 営業外費用	11,831千円
第3項 特別損失	5千円
第4項 予備費	300千円



(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額200,425千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額18,221千円、当年度分損益勘定留保資金182,204千円で補填するものとする。)

収入

第1款 公共下水道事業資本的収入	244,344千円
第1項 企業債	147,300千円
第2項 他会計負担金	48,942千円
第3項 他会計補助金	14,773千円
第4項 補助金	31,715千円
第5項 負担金	1,614千円
第2款 農業集落排水事業資本的収入	74,204千円
第1項 企業債	51,800千円
第2項 他会計負担金	20,364千円
第3項 他会計補助金	200千円
第4項 補助金	1,500千円
第5項 負担金	340千円

支出

第1款 公共下水道事業資本的支出	370,869千円
第1項 建設改良費	130,800千円
第2項 企業債償還金	240,069千円
第2款 農業集落排水事業資本的支出	148,104千円
第1項 建設改良費	3,000千円
第2項 企業債償還金	145,104千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造資金 利子補給事業	自 令和5年度 至 令和10年度	10,000千円に対する年利 4.5%以内の元金償還金に係る利子の総額
水洗便所改造資金 損失保証	自 令和5年度 至 令和10年度	10,000千円に対する年利 4.5%以内の元金償還金に係る元金、利子及び遅延利息 に対する損失保証

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業債	千円 87,200	普通貸借 又は債券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債の日から30年以内（内据置5年以内）の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
下水道事業資本費 平準化債 (公共下水道)	千円 47,400	普通貸借 又は債券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債の日から30年以内（内据置5年以内）の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
下水道事業債特別措置分 (公共下水道)	千円 10,400	普通貸借 又は債券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債の日から30年以内（内据置5年以内）の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。

流域下水道事業債	千円 2,300	普通貸借 又は債券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債の日から30年以内（内据置5年以内）の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
農業集落排水施設設備事業	千円 1,300	普通貸借 又は債券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債の日から30年以内（内据置5年以内）の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
下水道事業資本費 平準化債 (集落排水施設)	千円 50,500	普通貸借 又は債券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債の日から30年以内（内据置5年以内）の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各款の営業費用と営業外費用の間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

49,459千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業運営を補助するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、319,131千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

令和5年3月10日提出

矢吹町長 蛭田 泰昭

令和5年度矢吹町下水道事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	予定額	備 考
1 公共下水道 事業収益			480,821	
	1 営業収益		132,978	
		1 公共下水道 使用料	132,917	
		2 その他営業収益	61	
	2 営業外収益		333,341	
		1 受取利息及び配 当金	1	
		2 他会計補助金	190,185	
		3 補助金	42,000	
		4 長期前受金戻入	101,154	
		5 雑収益	1	
	3 特別利益		14,502	
1 過年度 損益修正益		14,502		
2 農業集落排水 事業収益			203,156	
	1 営業収益		29,469	
		1 農業集落排水 施設使用料	29,469	
	2 営業外収益		173,687	
		1 他会計補助金	113,973	
		2 長期前受金戻入	59,713	
		3 雑収益	1	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	予定額	備 考
1 公共下水道 事業費用			459,181	
	1 営業費用		424,098	
		1 管渠費	92,657	
		2 業務費	6,331	
		3 総係費	50,827	
		4 流域下水道 維持管理負担金	68,244	
		5 減価償却費	206,039	
	2 営業外費用		34,073	
		1 支払利息及び 企業債取扱諸費	28,673	
		2 消費税及び 地方消費税	5,400	
	3 特別損失		10	
		1 過年度 損益修正損	10	
	4 予備費		1,000	
		1 予備費	1,000	
2 農業集落排水 事業費用			176,149	
	1 営業費用		164,013	
		1 管渠費	21,317	
		2 処理場費	25,578	
		3 業務費	1,833	
		4 総係費	8,679	
		5 減価償却費	106,606	
	2 営業外費用		11,831	
		1 支払利息及び 企業債取扱諸費	11,831	
	3 特別損失		5	
		1 過年度 損益修正損	5	
	4 予備費		300	
		1 予備費	300	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入 (単位：千円)

款	項	目	予定額	備 考
1 公共下水道 事業資本の収入			244,344	
	1 企業債		147,300	
		1 建設改良債	97,600	
		2 流域下水道債	2,300	
		3 資本費平準化債	47,400	
	2 他会計負担金		48,942	
		1 他会計負担金	48,942	
	3 他会計補助金		14,773	
		1 他会計補助金	14,773	
	4 補助金		31,715	
		1 国庫補助金	31,000	
		2 県補助金	715	
	5 負担金		1,614	
		1 受益者負担金	1,614	
2 農業集落排水 事業資本の収入			74,204	
	1 企業債		51,800	
		1 建設改良債	1,300	
		2 資本費平準化債	50,500	
	2 他会計負担金		20,364	
		1 他会計負担金	20,364	
	3 他会計補助金		200	
		1 他会計補助金	200	
	4 補助金		1,500	
		1 国庫補助金	1,500	
	5 負担金		340	
		1 受益者分担金	340	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	予定額	備 考
1 公共下水道事業 資本の支出			370,869	
	1 建設改良費		130,800	
		1 管渠建設改良費	128,500	
		2 流域下水道 建設負担金	2,300	
	2 企業債償還金		240,069	
		1 建設改良債 償還金	227,499	
		2 流域下水道債 償還金	12,570	
2 農業集落排水 事業資本の支出			148,104	
	1 建設改良費		3,000	
		1 処理場建設改良 費	3,000	
	2 企業債償還金		145,104	
		1 建設改良債 償還金	145,104	